

令和8年度～令和12年度

第4期 男鹿市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

はじめに

本会では、令和3年度から令和7年度までを第3期計画として、基本目標「いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり」を掲げ地域福祉の推進を図ってきました。

近年、地域福祉を取り巻く環境は、生活様式の多様化、地域住民の社会的つながりの希薄化など大きく変化しています。これらの変化を受けて地域では社会的孤立、ひきこもり、8050問題、ダブルケア・ヤングケアラーといった既存の福祉制度では十分な支援が届かない問題に加え、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活において自分での判断が難しい方を法的に保護し支援するための成年後見人制度などを「我が事」とし考えることが求められております。

また、少子高齢化により、多くの地域では担い手の減少を招き地域の活力や存続までも脅かす問題となっています。このようなことから、地域や世帯などの生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、人とのつながりが希薄となることで、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない問題が深刻化しているケースが増えています。

このような状況の中、あらゆる生活課題を「丸ごと」受け止めるきめ細かな相談体制づくりに取り組む必要があり、既存の支援体制を活かしつつ、複雑化・複合化している課題に対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業も視野に入れながら、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現に向けて、市民や地域に期待すること、そして社会福祉協議会として取り組むことを明確にし、行政計画である男鹿市地域福祉計画とも連携しあいながら解決に取り組み、安心して暮らすことができる地域づくりを推進することとしております。

終わりに、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も本会に対してご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会
会長 杉本正広

目 次

第1章 地域福祉活動計画策定について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 男鹿市地域福祉計画との関係	3
3. 計画の期間	4
第2章 地域の現状	5
1. 男鹿市の現状	5
1) 私たちの住んでいる地域	5
2) 人口の推移	6
3) 将来推計人口	6
4) 高齢者数及び高齢者世帯の推移	7
5) 高齢者	7
①要介護認定者の推移	7
②在宅要援護高齢者	8
ア. 一人暮らし高齢者	8
イ. 寝たきり高齢者	8
6) 子ども・子育て世帯	8
①出生数の推移（県との比較）	8
②ひとり親世帯の推移	9
7) 障がい児・者	9
①身体障がい児・者数の推移	9
②知的障がい児・者数の推移	10
③精神障がい者数	10
8) 生活保護状況	11
9) 民生委員・児童委員	12
①民生委員・児童委員数	12
②相談状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本目標と行動目標	13
2. 具体的な取り組み	14
第4章 地域福祉活動の推進	42
1. 地域福祉活動における「地区社会福祉協議会」	42
2. 地域福祉活動を展開するために必要なこと	43
3. 地域福祉活動を推進する市社会福祉協議会	44
資 料	45
男鹿市地域福祉に関する課題調査 調査結果	46

第1章 地域福祉活動計画策定について

1. 計画策定の背景と目的

■ 地域の変化

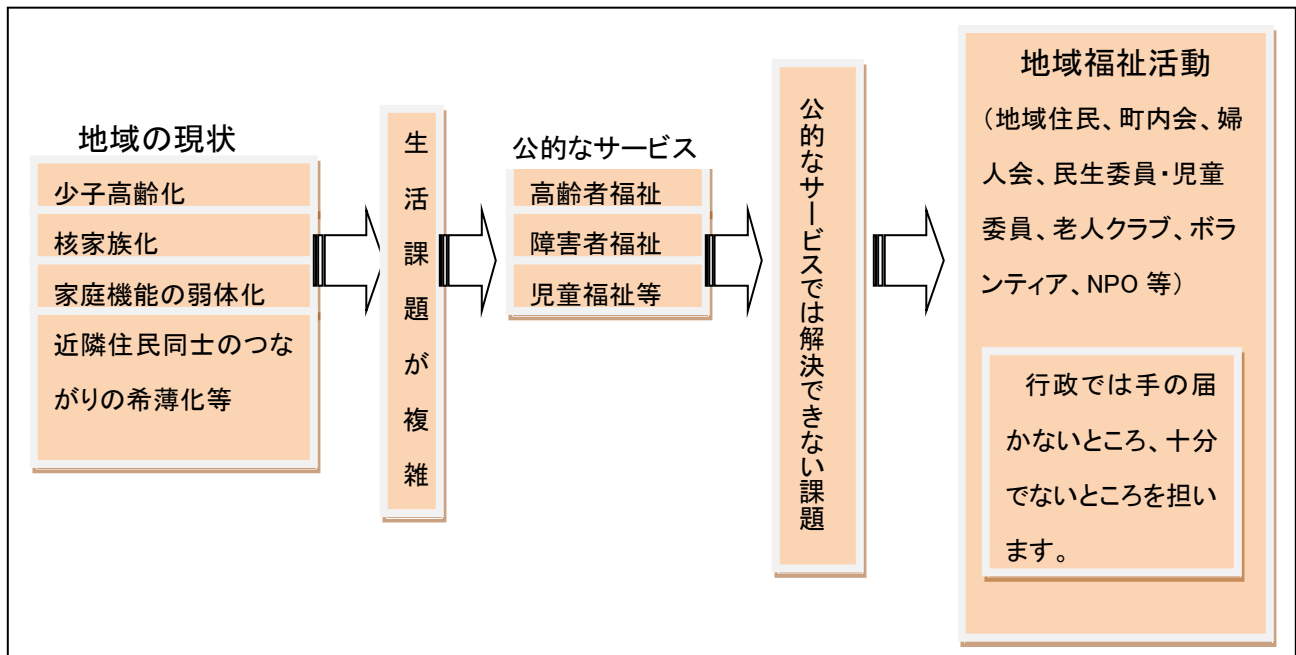
かつての福祉といえば、行政による措置や一方的なサービス提供が主であり、対象者は支援を必要とする人でした。

しかし、少子高齢化の急速な進行や核家族化、産業構造の変化やライフスタイルの多様化により、かつての伝統的な家庭の機能が弱体化、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化など地域をとりまく環境は大きく変化し、これまでの制度では対応しきれないケースも浮き彫りになってきました。また、住民の価値観が多様化することを背景に地域が直面する生活課題も複雑になってきています。

■ 期待される地域福祉活動

そうした地域の変化に対応するかのように、国では従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民をはじめ町内会、婦人会、民生委員・児童委員等の各種団体や事業所などが『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が『丸ごと』つながることで課題を解決し、地域をともにつくっていく『地域共生社会の実現』を掲げております。

こうした地域活動は、公的なサービスでは取り残されがちな人たちへの援助にもつながり、だれもが安心して暮らせるまちづくりの原動力となるものと考えます。



■だれもが安心して暮らせるように

地域の少しの援助(お手伝い)で安心して暮らせる方、地域の少しの理解で孤立せずに生きていける方に対する活動が充実できればとの想いで援助を必要とする人たちに目を向け課題を把握し、みんなが共有し解決に向けてお互いに協力できればと考えています。

このため、市民や地域等からも活動に取り組んでもらいたい期待を含め、そして社会福祉協議会として取り組むべき内容を明らかにした第4期「男鹿市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するのであります。

■社会福祉法での位置付け

平成12年に制定された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

※1 地域住民、※2 社会福祉を目的とする事業を営業者及び※3 社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、※4 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※1 地域で生活を営むすべての住民

※2 社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする広範な社会福祉を目的とする事業を営業者
NPO・民間企業・生協・農協等の事業者

※3 ボランティアやNPO、民生委員・児童委員等の地域で福祉活動を行う人及びグループや団体

※4 福祉サービスを必要としているすべての人(現在、サービスを利用していない人も含む)

社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

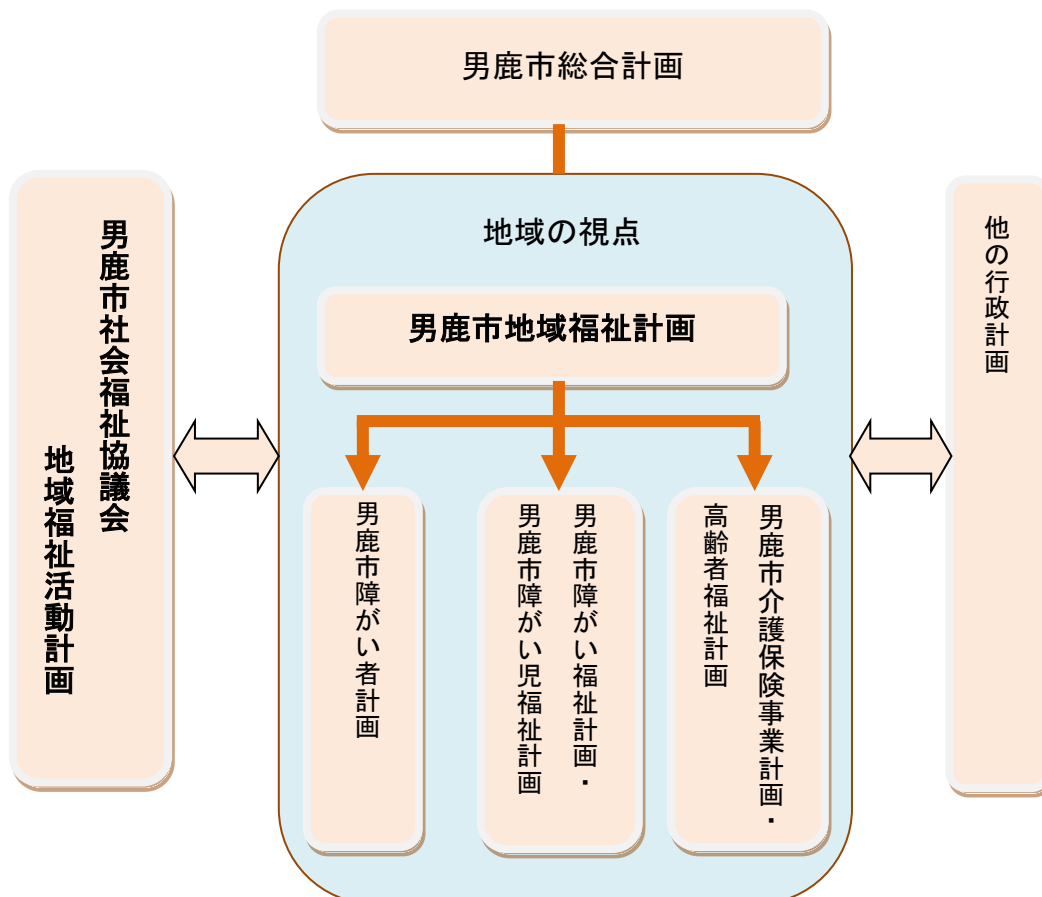
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 男鹿市地域福祉計画との関係

男鹿市の「地域福祉計画」は地域福祉推進のための行政施策や仕組みづくりを定め、まちづくりと一体的に推進していくこととなっています。

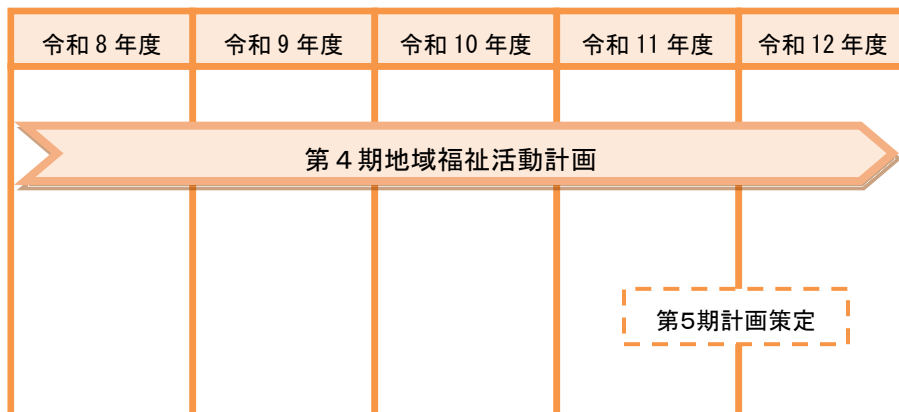
一方、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方、介護者や子育てで悩んでいる方など福祉的援助を必要とする方に対し、地域としていかに具体的な活動を展開していくか、そして、いかに社協がその活動を支援するのか又自ら事業を行うかを明らかにした計画です。

この二つの計画は、互いに役割分担をし、連携し合いながら地域福祉活動の関係づくりを目指しています。



3. 計画の期間

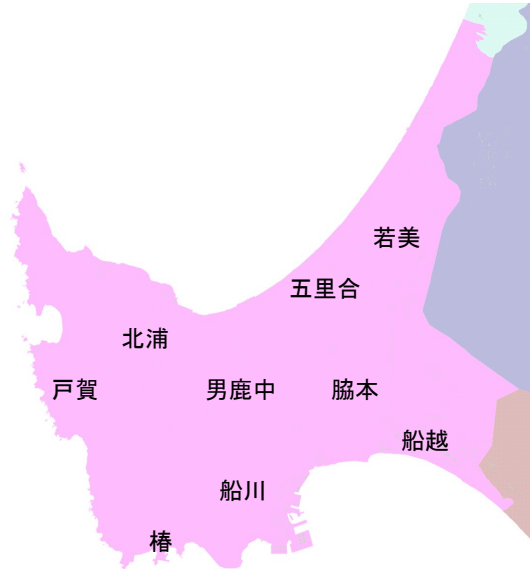
本計画は、令和8年度から令和12年度の5カ年計画とします。進捗状況については、年度ごとに評価を行い必要に応じて改善措置を講ずるなど適切な進行管理に努めます。また、状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 地域の現状

1 男鹿市の現状

1) 私たちの住んでいる地域



秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た半島の大部分を占め、南北西三方を海に囲まれ、市域の中央部は、本山、真山、寒風山の山岳丘陵が東西に並び、その北、西、南西は海岸段丘となっています。

人口は 23,146 人、世帯数は 12,147 世帯で、市域の面積は 241.09km²となっています。

また、高齢化率は 50.3%、総世帯数に占める一人暮らし高齢者世帯の割合は 10.8%となっています。

地区別人口等(市勢統計要覧による)

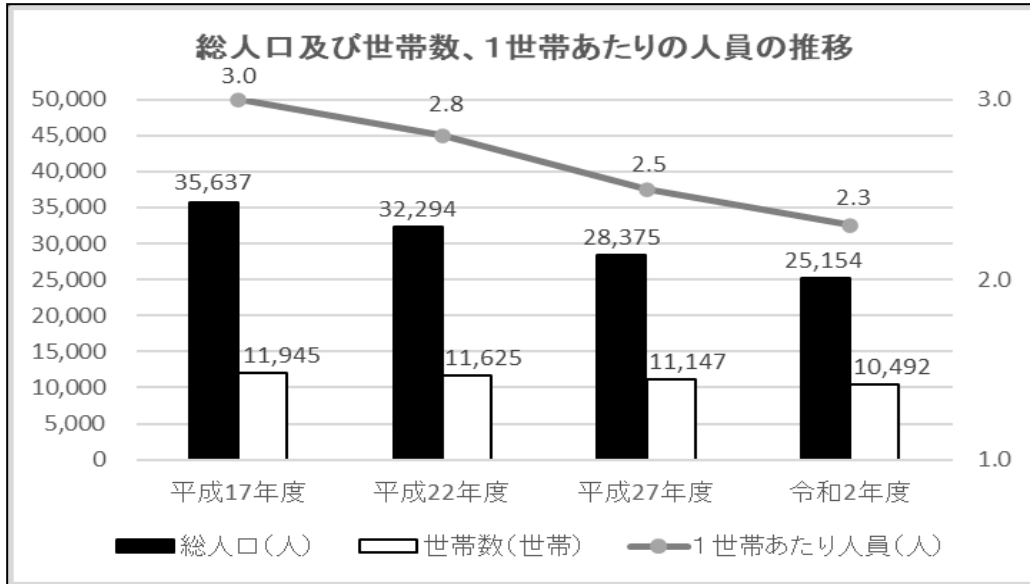
令和 7 年 3 月 31 日現在

地区名	世帯数	人口	65歳以上人口	高齢化率	一人暮らし 高齢者世帯数	一人暮らし 高齢者世帯 の割合	備考
船川地区	2,861	5,114	2,763	54.0%	325	11.4%	
椿地区	329	572	372	65.0%	70	21.3%	
戸賀地区	210	329	254	77.2%	51	24.3%	
北浦地区	1,121	1,922	1,282	66.7%	209	18.6%	
男鹿中地区	578	922	544	59.0%	85	14.7%	
五里合地区	559	1,130	662	58.6%	73	13.1%	
脇本地区	1,772	3,514	1,711	48.7%	148	8.4%	
船越地区	2,480	5,292	1,748	33.0%	124	5.0%	
若美地区	2,237	4,351	2,303	52.9%	226	10.1%	
合計	12,147	23,146	11,639	50.3%	1,311	10.8%	

※ 一人暮らし高齢者世帯数は、実態調査による。

2)人口の推移

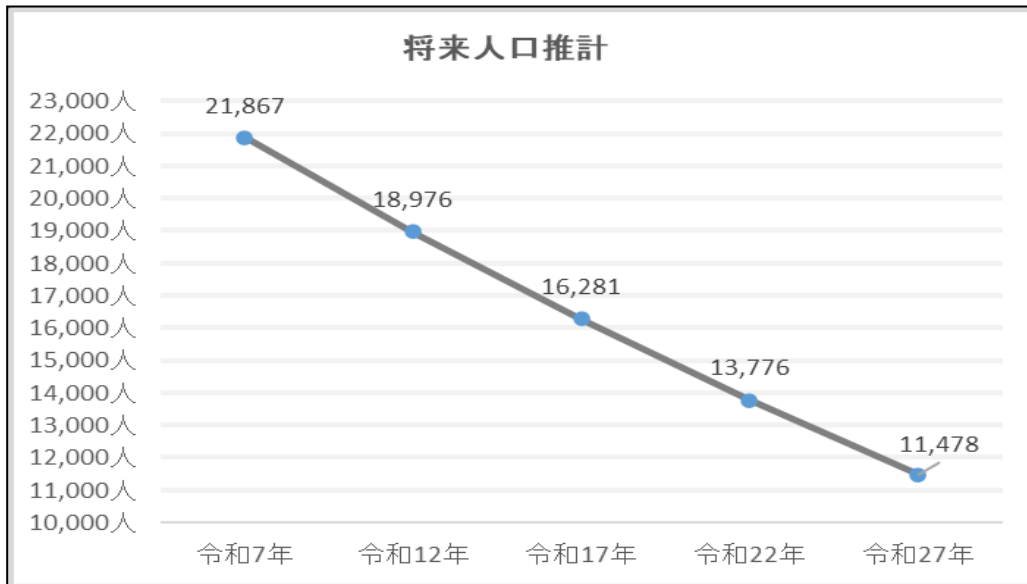
令和2年度の国勢調査によると、人口は25,154人で、3,221人の減少となっており、割合にして8.9%減少しています（増減は平成27年度国勢調査結果との比較。以下同じ）。



出典：国勢調査

3)将来推計人口

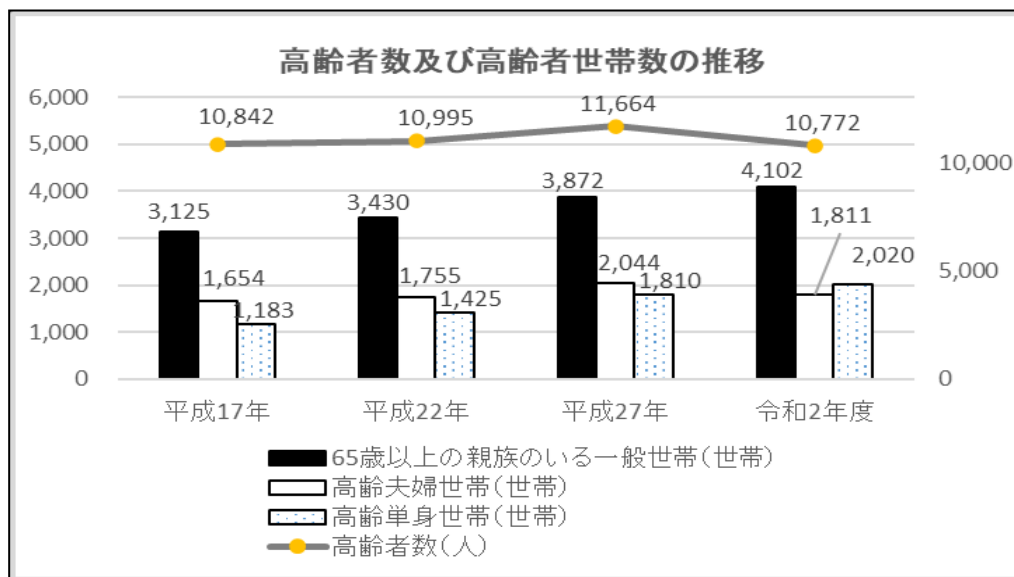
令和7年度以降、減少傾向にあり、令和27年度は11,478人となる見込みとなっています。



出典：地域経済分析システム(RESAS)

4) 高齢者数及び高齢者世帯の推移

令和2年度では、65歳以上の親族のいる一般世帯は4,102世帯で、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）は1,811世帯、高齢単身世帯（65歳以上）は2,020世帯となっています。また高齢者数は10,772人となっており、高齢者数、高齢者世帯数ともに横ばいとなっています。



出典：国勢調査

5) 高齢者

① 要介護認定者の推移

令和4年度以降、要介護認定者は年々減少しています。

(単位：人)

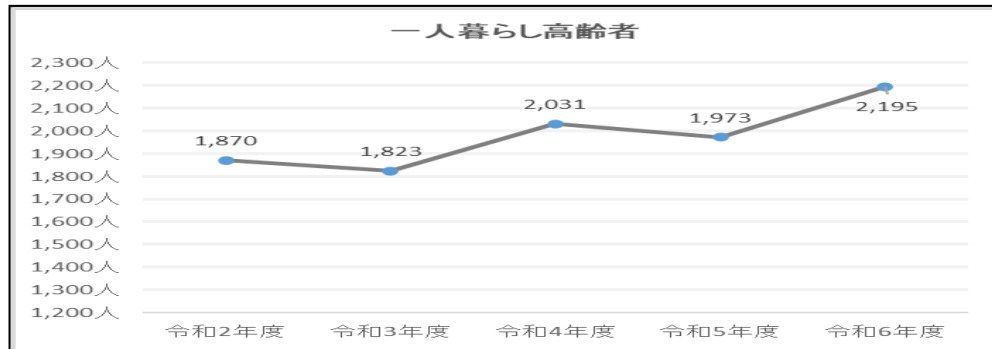
	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和4年度	2,773	169	340	472	621	466	420	285
令和5年度	2,649	135	310	428	631	472	385	288
令和6年度	2,584	128	292	398	627	486	383	270
令和7年度	2,516	125	302	373	643	472	347	254

出典：市勢統計要覧

②在宅要援護高齢者

ア. 一人暮らし高齢者

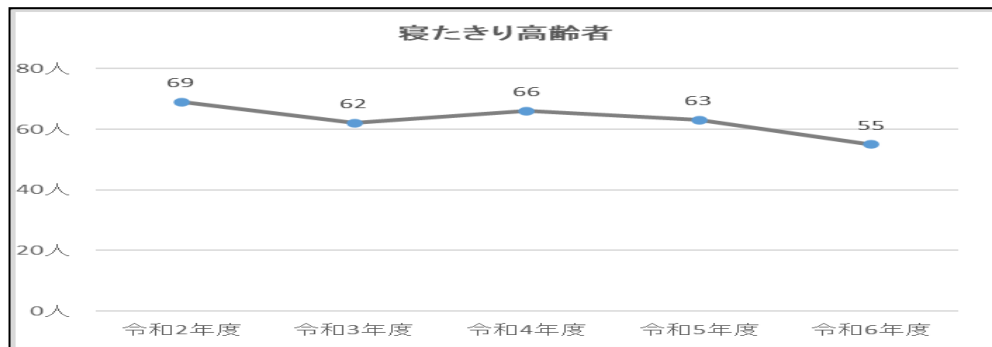
令和3年度以降、増加傾向にあり、令和6年度は2,195人となっています。



出典：R7 男鹿の福祉

イ. 寝たきり高齢者

令和2年度以降、減少傾向にあり、令和6年度は55人となっています。



出典：R7 男鹿の福祉

6) 子ども・子育て世帯

①出生数の推移(県との比較)

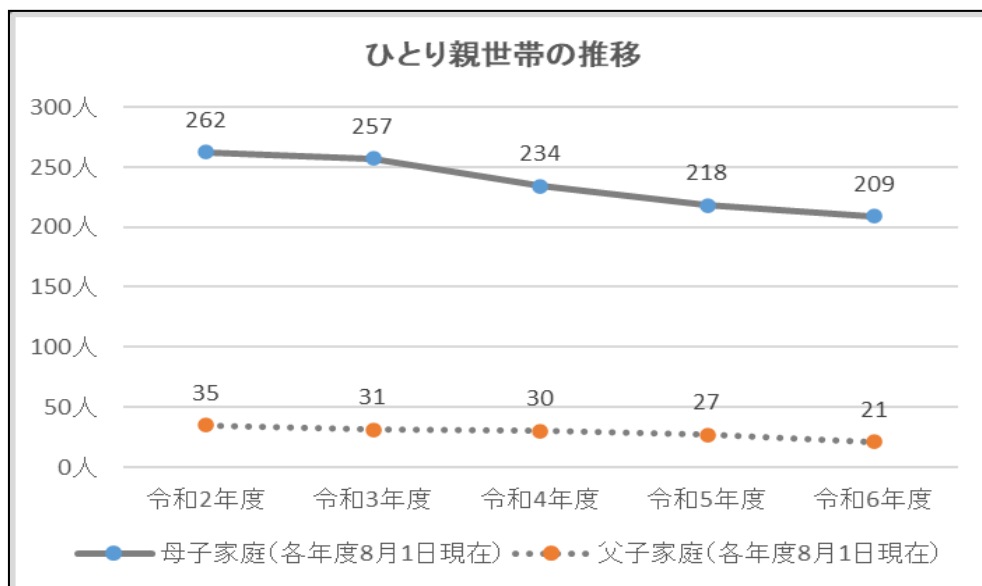
秋田県、男鹿市とも出生数は年々減少しています。

	秋田県	男鹿市
令和元年	4,696人	75人
令和2年	4,499人	68人
令和3年	4,335人	72人
令和4年	3,992人	52人
令和5年	3,611人	54人

出典：秋田県衛生統計年鑑

②ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、令和6年度は母子209世帯、父子21世帯となっており、母子、父子とも減少しています。

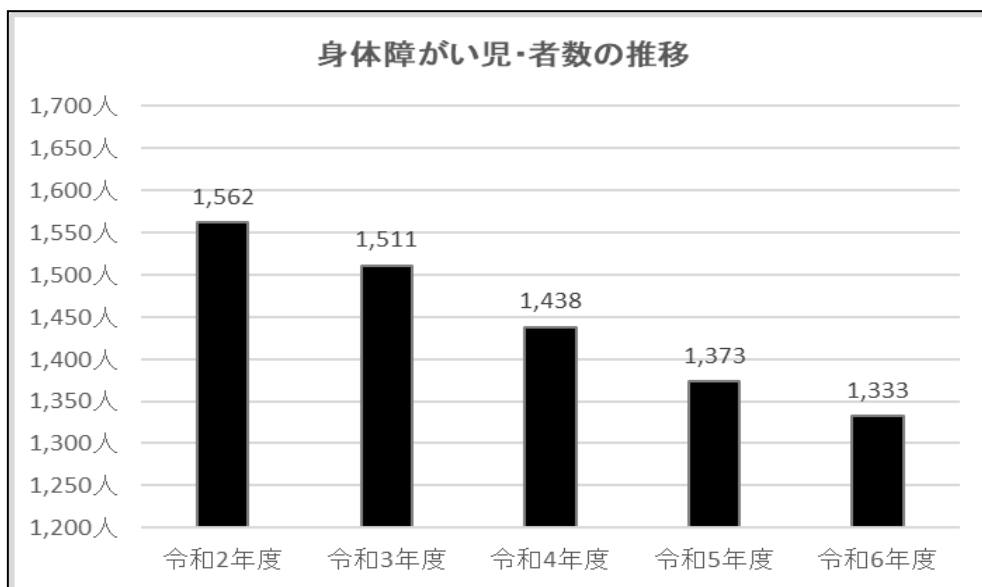


出典：R7 男鹿の福祉

7)障がい児・者

①身体障がい児・者数の推移

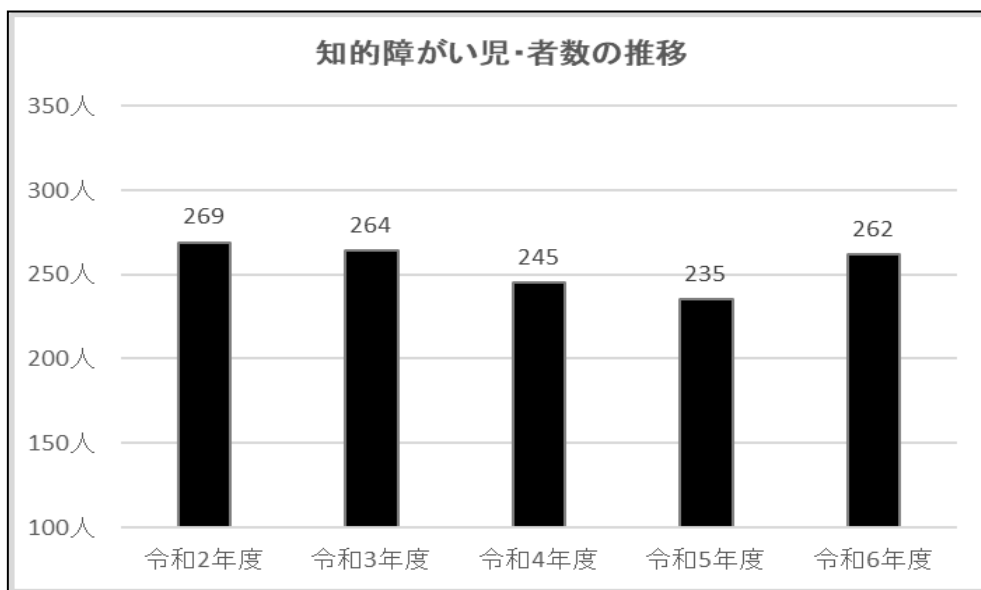
令和2年度は、過去5年の中でも最も多く、令和3年度以降は減少しています。



出典：R7 男鹿の福祉

②知的障がい児・者数の推移

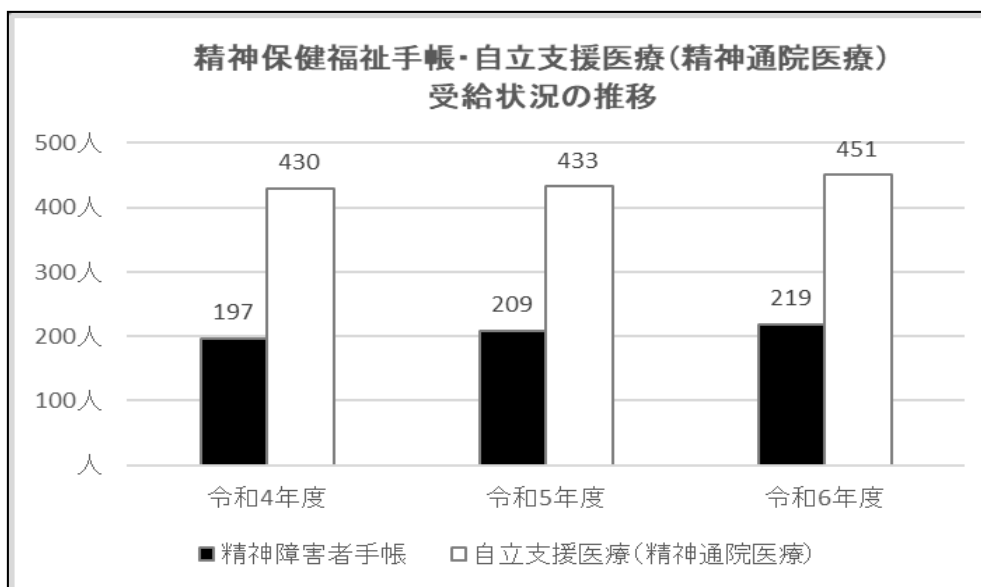
増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいとなっています。



出典：R7 男鹿の福祉

③精神障がい者数

令和6年度は、精神保健福祉手帳受給者219人、自立支援医療（精神通院医療）受給者451人となっています。

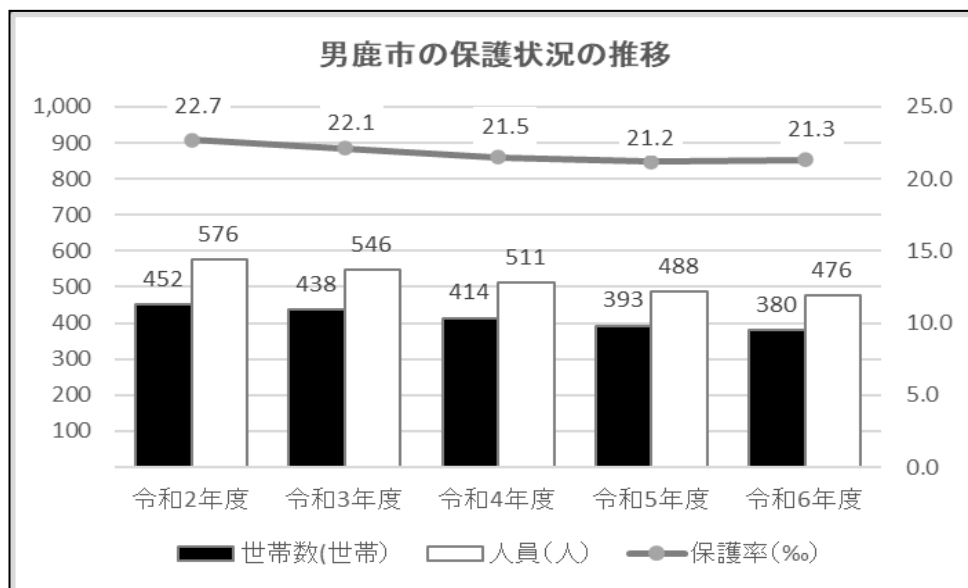


出典：R7 男鹿の福祉

8)生活保護状況

生活保護の世帯、人員は減少傾向で、保護率はほぼ横ばいとなっています。

(単位：世帯、人、パーミル)

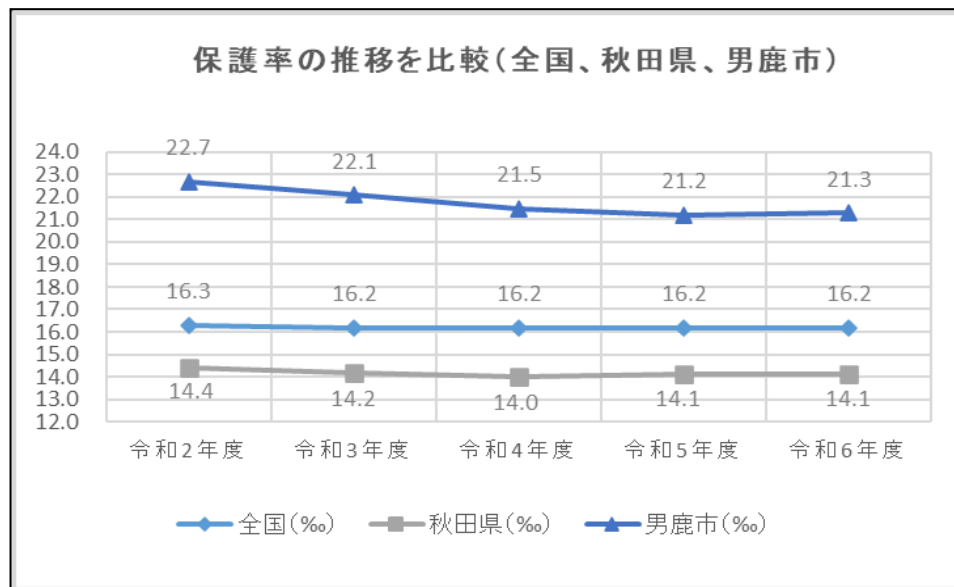


(‰=1,000 人に対する割合)

出典：R7 男鹿の福祉

全国、秋田県はほぼ横ばい傾向で推移しており、男鹿市もほぼ横ばいとなっています。

(単位：パーミル)



(‰=1,000 人に対する割合)

出典：R7 男鹿の福祉

9) 民生委員・児童委員

① 民生委員・児童委員数

民生児童委員、主任児童委員とも女性の方が圧倒的に多くなっています。

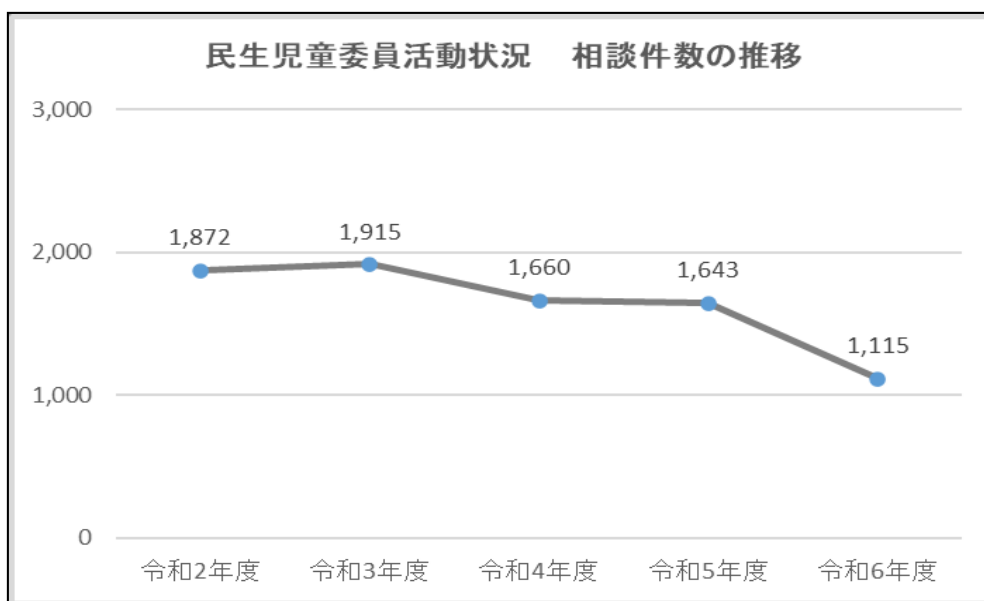
	男	女	計
民生児童委員数（任期：R4. 12. 1～R7. 11. 30）	39人	72人	111人
主任児童委員数（任期：R4. 12. 1～R7. 11. 30）	0人	15人	15人

出典：R7 男鹿福祉

② 相談状況

令和5年度から令和6年度にかけ急激に減少しています。

（単位：件）



出典：R7 男鹿の福祉

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標と行動目標

計画作りで基本においたことは、計画の各項目を明確にしていく前に、計画自体の構成・体系について基本的理解とともに、全体像をあらかじめイメージし基本目標を定めます。そして、男鹿市の地域福祉の課題を解決するために基本的な行動目標を定めました。

丸ごとの地域づくり

【基本目標】

いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり

子供からお年寄りまで地域の中で安心して暮らせる「いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり」を基本目標とし、住民がともに助け合い、ともに暮らし、ともに生きる環境を整備し、生きがいと安らぎにみちたまちづくりをめざします

我が事の地域づくり

【行動目標1】

地域の課題はみんなの課題にしましょう

～地域の課題の把握と共有～

地域の課題について考え話し合しましょう
地域の課題はみんなで共有しましょう

【行動目標2】

地域で暮らす人とひとのつながりを大切にしましょう

～地域で暮らす人はみんな家族～

地域から孤立させないようにしましょう
地域の人同士の支え合いを大事にしましょう
交流の機会をつくりましょう
同じ悩みを持つ仲間づくりをしましょう

【行動目標3】

地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

～福祉教育や人材育成の充実～

学びやすい環境づくりを心がけましょう
地域の課題に気づける人づくりに取り組みましょう
地域に参加するきっかけづくりをしましょう
地域で活躍する人づくりをしましょう

【行動目標4】

地域における活動の輪を広げましょう

～一人ひとりの活動から関係するみんなの活動へ～

まずはできることから始めましょう
一人ではできなくとも、みんなで取り組みましょう
各団体等の活動内容を把握し連携をとりましょう

【行動目標5】

地域の人のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

～わかりやすい情報の提供と相談支援体制～

地域の課題をわかりやすく発信しましょう
地域の人が望む情報を発信しましょう
課題を速やかに解決し、安心を届けましょう

【行動目標6】

地域福祉の推進体制を充実させましょう

～社協組織体制の充実～

顔の見える社協づくりに努めましょう
職員の専門的知識を高めましょう
地区社会福祉協議会の機能を充実させましょう
財政基盤を充実させましょう

～我が事の地域づくり～

行動目標 1

地域の課題はみんなの課題にしましょう

地域の課題の把握と共有

【地域の課題について考え話し合しましょう】

悩みや不安を抱えながら暮らす人たちにとって、周囲の人たちが自分のことを気にかけてくれ、いざという時に頼れる存在であると感じることができたら、それだけでも心強いはずです。

こうしたことから、まずは、みんなで地域の課題に目を向けていきます。地域でさまざまな声を聞く仕組みをつくり、地域の課題を発見していく取り組みを広げます。

【地域の課題はみんなで共有しましょう】

地域から集まった声(課題)を地域の役員、ボランティア、企業などをはじめ地域のみんなに広く周知・共有し、一人ひとりが「我が事」として捉え、自分なら何ができるか、一人で無理なら多くの人で、あるいはいろんな団体や関係者が協力して解決のために取り組むことが大切です。

そのためにも、地域で話し合える場を設け、みんなが地域の声を受けとめ、課題への取り組みを議論することで、地域福祉活動へとつなげていきます。

行動目標 1 地域の課題はみな課題にしましょう

事業名：生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する必要があります。このため、地域との連携やコーディネート機能を担い、地域の生活支援ニーズと社会資源の状況を把握するとともに、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 高齢でも元気な方は地域の支え合いに積極的に参加しましょう。
- 住み慣れた地域で町内会や商店、企業等と連携し、見守り等のネットワークを作りましょう
- 何らかの支援を必要としている高齢者が自分で出来ないときは、身近な人などで助け合いましょう。

社協が取り組むこと

- 地域の通いの場等の社会資源の把握に努め、地域資源マップ等を整備します。
- 通いの場等の運営は、地域住民が主体的に行えるよう支援します。
- 地域資源が十分でない地域では、通いの場づくりの意識を高めます。
- 地域の住民や活動団体、企業などが連携して、地域の支え合い・助け合いを推進していくとともに、高齢者の生活を支援するためのボランティアの立ち上げに向け協議します。

～我が事の地域づくり～

行動目標 2

地域で暮らす人と人のつながりを大切にしましょう

地域で暮らす人はみんな家族

【地域から孤立させないようにしましょう】、【地域の人同士の支え合いを大事にしましょう】

核家族化、家庭の機能の弱体化、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化している現代社会においては、一人暮らし高齢者や障がい者など支援を必要とする人が地域から孤立してしまうおそれがあります。また、認知症高齢者については増加傾向にあるものの、周囲が気づきにくいこともあり地域での見守り等の支援が遅れることも懸念されます。更に生活困窮者自立支援法の対象者である生活保護に至る前の生活困窮者についても、地域や関係機関と連携し対象者の早期把握に努め支援につなげる必要があります。

支援を必要とする人の生活の場は、「地域」です。災害や緊急時のみならず、日頃の生活において地域の支えはこうした人たちにとって心強いものであり、地域から孤立させないように取り組みます。

【交流の機会をつくりましょう】

相互に助け合いが行なわれる地域づくりに向けての第一歩は、地域に暮らす人々が、出会い知り合うことから始まります。こうしたことから、誰もが気軽に無理なく楽しく自由に立ち寄れる場として趣味活動や生涯学習を通じた交流ができる通いの場等の把握を継続して実施します。そして、通いの場等は、地域に開かれた「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」等につなげます。

【同じ悩みを持つ仲間づくりをしましょう】

なかなか他人には話せないけれど、同じ悩みを持つ人になら少しは話せる、理解してもらえると感ずることがあります。同じ悩みを持つ仲間同士で、悩みの解決に向け、一緒に考えたり、取り組みを進めたりすることは有効です。

仲間とともに課題に取り組むとともに、悩みや課題を地域に発信することで、地域社会に参加していくことを支援していきます。

行動目標 2 地域で暮らす人と人とのつながりを大切にしましょう

事業名：高齢者健康生きがいづくり事業(ふれあい・いきいきサロン)

各地区社協単位の65歳以上の高齢者が一堂に会し、親睦交流を図りながら、寝たきり予防と心身の健康と生きがいを与え福祉の環境づくりに関する取り組みを行います。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 自分が持っている知識、技能等を地域の社会資源として活かしましょう。
- 参加者自身も会場準備や後片付けなど自分でできることで運営に関わりましょう。
- 自宅に閉じこもりがちな友人や知人を誘いましょう。
- 自宅に閉じこもりがちな方や外出が困難な方への支援について考えましょう。

社協が取り組むこと

- 誰もが気軽に無理なく楽しく自由に立ち寄れる交流の場づくりに取り組みます。
- 寝たきり予防や心身の健康と生きがいづくりに取り組みます。
- 各地区社協単位から町内会単位などの取り組みに発展するきっかけづくりになれるよう努めます。

行動目標 2 地域で暮らす人と人とのつながりを大切にしましょう

事業名：地域ネットワーク事業

援護を必要とする孤立しがちな一人暮らし高齢者、声掛けの必要な日中一人暮らし高齢者、軽易な手助けが必要な障害をもつ方等を地域で支援する仕組みをつくり、援護を必要とする人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活ができるよう支援します。また、認知症高齢者の増加により社会問題が大きく取り上げられております。認知症高齢者が行方不明になったときの対応については、警察や地域の生活関連団体等が捜索に協力して速やかに発見、保護する必要があります。これからは、「認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくり」が求められてきます。社協としても「地域で見守る！早期発見ネットワーク」に協力機関として登録し、捜索協力をするほか地域福祉座談会等の機会に地域住民への啓発活動を行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 自分の住む地域の援護を必要とする人の把握に努めましょう。
- 自分ができるとは何かを考えましょう。
- 自分の住む地域で暮らす人は「みんな家族」と思いましょう。
- 援護を必要とする方を地域から孤立させないようにしましょう。
- 日頃から近所付き合いを通じて、人と人とのつながりを大切にしましょう。
- 日常生活において、防災等の観点から気付いたことは話し合える場を設けましょう。
- 認知症について理解を深めましょう。
- 認知症の方の行動などを見守りしましょう。

社協が取り組むこと

- 広報等を通じて小地域におけるネットワーク活動を推進します。
- 活動する市民等の課題解決に向け、相談や助言等の支援を行います。
- 地域の民生委員や関係機関等との連携を図り、援護を必要とする人の支援の取り組みを行います。
- 「地域で見守る！早期発見ネットワーク」に協力機関として登録するとともに、認知症高齢者の捜索に協力し、地域で安心して暮らせる取り組みを行います。
- 地域福祉座談会等の機会に地域住民へ啓発活動を行います。

行動目標 2 地域で暮らす人と人とのつながりを大切にしましょう

事業名：緊急時の支援体制整備事業

一人暮らし高齢者等が急病やケガなどの万が一の事態に備え、救急隊員や近隣住民、民生委員などの情報源となる持病や服用薬、かかりつけ医、緊急連絡先などを記入した所定のカードと併せ、入院時に最低限必要な洗面用具、下着類などを保管し、いざというときには迅速な対応ができるよう、緊急時の安心用品等の整備を行います。



緊急時の連絡先			
住所	氏名	電話	(M-T-S 年 月 日)
火事と救急		消防署	119
緊急時		警察署	110
連絡先	氏名	電話	住所
子ども			
病院			
親戚			
近隣			
民生委員			

男鹿市社会福祉協議会 ☎ 23-2772
若美福祉拠点センター ☎ 46-3939

我が事として

市民や地域に期待すること

- 対象世帯としての情報を共有しましょう。
- 防災訓練等と併せ、緊急時の対応等を話し合しましょう。
- 見守り等を通じて、日常生活に変化がないか気にかけてましょう。

社協が取り組むこと

- 対象世帯の把握のため、民生委員や地域の関係機関と連携を図ります。
- 「緊急時の安心袋等」を配布します。
- 「緊急時の連絡票」を配布します。
- 広報を通じて市民に周知を図ります。

行動目標 2 地域で暮らす人と人とのつながりを大切にしましょう

事業名：一人暮らし高齢者見守り事業

一人暮らし高齢者世帯を対象にお便りを発行し、つながりをもつことにより、孤立化の防止に努めます。また、福祉・介護等について、わかりやすく情報発信を行い、相談しやすい環境をつくります。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 友人や近所の人同士で、声をかけ合いつながりをもちましょう。
- 悩みごとについて気軽に相談しましょう。
- 不安を抱えたまま暮らしている人を見過ごすことのないようにしましょう。

社協が取り組むこと

- 一人暮らし高齢者世帯を対象にお便りを発行し孤立を防ぎます。
- 福祉・介護等についての情報提供を行います。
- 困りごとや悩みごとについての相談受付をします。

～我が事の地域づくり～

行動目標 3

地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

福祉教育や人材育成の充実

【学びやすい環境づくりを心がけましょう】

地域には、子どもからお年寄りまで、また障害がある人・ない人、介護が必要な人・必要でない人など、様々な人が暮らしています。地域に暮らす誰もが、支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるには、お互いの理解が必要です。

住民が、福祉等について学びあい、地域に様々な人が暮らしていることを知り、受け入れることにより、一人ひとりが相手を思いやり、互いに理解する心を育み、地域に暮らす誰もが排除されない地域の実現を目指します。

そのために広く地域において、福祉について考えるきっかけをつくっていくとともに、福祉について学ぶ機会を提供していきます。

【地域の課題に気づける人づくりに取り組みましょう】

【地域に参加するきっかけづくりをしましょう】、【地域で活躍する人づくりをしましょう】

地域福祉活動を推進するためには、多くの「人」の参画が必要です。しかし、現在の活動は、民生委員・児童委員や地区の役員、各種団体の代表者など地域の一部の人の過大な負担により支えられていること、担い手が高齢化していること、新たな担い手の確保が難しいことなどが指摘されており、活動の継続を危ぶむ声も聞かれます。

こうしたことから、地域福祉活動の担い手を発掘し、育成していくために、企業等を定年退職される方などの知識・技術を活かせる場を積極的に提供していくことが重要になります。

そのために、まずは地域において、気軽に参加できる活動の機会の提供やボランティア体験の開催など活動のきっかけづくりを行います。

行動目標 3 地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

事業名：男鹿市ボランティアセンターの運営

子どもから大人まで、市民の福祉活動への理解と参加を目的とし、日常生活の中で無理なくできるボランティア活動を見出せるよう、相談、登録、調整等ボランティア活動の環境づくりを進めながら、団体・個人ボランティア等の支援を行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

- ボランティアについて、気軽に問い合わせをしてみましょう。
- 自分にできる無理のない活動を見つけてみましょう。
- 自分にできる活動について考えましょう。
- 災害ボランティアの登録に向けて、活動内容を学びましょう。

社協が取り組むこと

- 活動をしたい方が気軽に問い合わせできるようにPRします。
- 市内の社会福祉施設等から受け入れ情報を収集・提供します。
- 目的別ボランティア講座等を開催します。
- 活動希望者と受け入れ側との連絡調整に努めます。
- 広報等を通じて情報提供すると共に、各種助成金申請の支援を行います。

行動目標 3 地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

事業名：三世代交流事業

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、世代を越えた交流の機会が少なくなってきました。地域では子どもから高齢者、障がい者など様々な人が暮らしており、交流の場を設け一人ひとりが相手を思いやる心を育む機会をつくります。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 子どもたちの心が豊かに育つように一緒に遊ぶことの楽しさや関わる事の大切さを広め、見える地域を築いて行きましょう。
- 地域の方々と子どもたちが伝統行事へ参加できる環境作りに取り組みましょう。

社協が取り組むこと

- 地域の行事を取り入れ積極的に地域の方々と参加できる機会をつくります。
- 福祉教育の地域への展開の促進を図ります。

行動目標 3 地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

事業名：福祉サービス利用援助事業

判断能力の弱まった高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の方が、住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービス利用についての相談や金銭管理のサポートを行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

○認知症や物忘れのある方、知的障がいや精神障がいなどの理解に努めましょう。

社協が取り組むこと

- 対象者の把握や事業の説明をします。
- 困りごとや悩みごとについての相談受付をします。
- 地域で安心した生活が送れるよう支援します。
- 生活支援員の確保と日常的な助言等を行います。

行動目標 3 地域で暮らす人が輝けるまちづくりをめざしましょう

事業名：男鹿市社会福祉大会

福祉関係機関をはじめ多くの団体と協力、協働し男鹿市社会福祉協議会の基本目標である「いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり」を地域の方々とともに推進していくことを目指し開催します。また、社会福祉活動等功績のあった方々については、当日会場で表彰します。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 社会福祉に関心を持ちましょう
- 地域活動に参加してみましょう

社協が取り組むこと

- 行政・福祉関係者・市内の各種団体の連絡調整
- 福祉活動等に対する理解とPR
- 社会福祉大会の開催

～我が事の地域づくり～

行動目標 4

地域における活動の輪を広げましょう

一人ひとりの活動から関係するみんなの活動へ

【まずはできることから始めましょう】、【一人ではできなくとも、みんなで取り組みましょう】

近所の顔見知りの関係のなか、「困ったときは、お互いさま」との理解のなかでの支え合いの活動が、地域に期待されています。

まずは出来ることからはじめ、また今行っている活動を充実させることで、新たな課題に取り組める地域づくりを目指します。

【各団体等の活動内容を把握し連携をとりましょう】

【それぞれが情報を発信しましょう】

それぞれの団体の活動状況をはじめ、活動のなかで見えた地域にある課題や福祉ニーズに関する情報など団体が持っている幅広い情報について互いに積極的に発信しあうことで、多くの情報を共有し、お互いの活動の充実を図っていきます。

【活動者同士交流しましょう】

それぞれの活動を通して培ったノウハウやアイデアを互いに発表しあったり、それぞれの団体が抱える課題などについて解決に向けて一緒に議論できる場などを設けることで、活動者同士の交流を図り、互いの活動を充実させたり、さらには活動者同士が協力関係を築ける基礎づくりを行っています。

【連携して活動を行いましょう】

情報を発信しあうこと、団体間の交流をすすめることは、それぞれの活動を充実させるのみならず、活動の連携につながるものと考えます。

各団体が自身の活動だけでなく、互いに連携することができれば、また新たな活動へと飛躍することができます。

こうした活動の輪を広げるためにも、まずは、活動者の情報発信と交流に取り組みます。

行動目標 4 地域における活動の輪を広げましょう

事業名：福祉防災・減災対策事業

従来からの事業の機能をより充実させ、福祉課題の解決を図るために、総合相談・生活支援・人づくり・地域の活性化について推進します。このため、地区ごとに地域活動に関連する体験型の講座を開催し、体験してもらうことにより、地域の課題についてみんなが協議できるように目指します。

体験型講座は、災害支援講座などについて取り組むこととします。災害発生に最も重要となるのは、自ら身を守る「自助」であり、このことは、要援護者及びその家族にも当てはまります。しかし、要援護者は、その身体的特徴から「自助」が困難である場合が想定されます。こうしたことから、町内会や自主的な防災組織、近隣住民等の地域における支援活動「共助」が特に重要になってきます。

よって、要援護者支援については、「自助」及び近隣の「共助」による支援のあり方、並びに「自助」・「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方について取り組みます。

また、災害時の人的被害を最小限とするため、あらかじめ本人・家族・地域住民と確認しながら、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難計画を作成するとともに、町内会単位でワークショップを開催し地域全体で減災・防災の意識を醸成させる目的で取り組みを実施します。加えて、福祉事業所間連携の強化も考えながら、いざという時に備える体制構築を目指します。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 防犯や防災の視点で地域を歩き、自分たちの住んでいる地域にはどのような弱点があるのか把握しましょう。
- 自分の住む地域にはどんな社会資源があるのか確かめましょう。
- 災害が発生した場合、自分の住む地域ではどのようなことが起こり得るのか想定しましょう。
- 災害が発生した場合、自分は地域で何をすることができるのか考えましょう。
- 防災意識を高め、非常用品を常に確認しましょう。
- 公助はもとより、自助・共助の意識を高めましょう。
- まずは、自分・家族の安全確保を最優先に。
- 自分の住む地域の、災害状況に合った避難所、避難経路の把握に努めましょう。
- 自分の地域に住む、要援護者（避難行動要支援者）の把握に努めましょう。
- 地域で開催される、ワークショップ（ひなんさんぽの会）に積極的に参加しましょう。
- 避難を要する事態が発生した時は、避難行動要支援者を身近な人たちで助け合いましょう。

社協が取り組むこと

- 地域の課題についてみんなが気軽に協議できる機会をつくるようにします。
- 地域の支え合い活動の大切さを再認識できるよう集いの場を設けます。
- 災害時のボランティアコーディネーターを養成します。
- 個別避難計画の作成・更新します。
- ワークショップ（ひなんさんぽの会）を開催します。
- 行政・市内福祉事業所等の連絡調整を行います。
- 地域別に災害支援講座を開催します。



～我が事の地域づくり～

行動目標 5

地域の人のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

わかりやすい情報の提供と相談支援体制

【地域の情報をわかりやすく発信しましょう】、【地域の人々が望む情報を発信しましょう】

地域における様々な市民活動や、福祉サービスに関する情報をわかりやすく発信することは大切です。こうした取り組みにより、地域福祉に関する取り組みが市内全域で活発になることを目指します。

【課題を速やかに解決し、安心を届けましょう】

自分にはどんな福祉サービスが用意されているのだろうか。それを誰に相談すればいいのか、どこへ行けばいいのか。また、福祉の窓口で相談すること自体が恥ずかしい、抵抗がある。そういった戸惑いだけでその人の生活を安心から遠ざけてしまっている場合があります。

まずは、福祉サービスへとつなげる第一歩としての相談で地域の人がつまずかないよう、誰もが身近に気軽に相談できる人・場所・雰囲気づくりに取り組んでいきます。

さらには、相談者が各窓口を渡り歩くことなく、また相談したことが無駄になることなく適切な専門相談機関につながるよう、日頃から地域や関係機関と連携し、地域における相談支援のネットワークづくりに取り組み、頼れる相談窓口を目指します。

行動目標 5 地域のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

事業名： 広報活動

福祉制度や各種サービスの情報提供、社協活動全般の周知を図ることを目的に広報「社会福祉おが」の発行やホームページの開設などによる広報活動を行います。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 地域福祉が自分たちの生活課題の解決のための取り組みということを理解しましょう。
- 地域における市民活動・ボランティア活動などの情報を把握しましょう。
- 「市民の声」として、地域からの情報を提供しましょう。
- 地域のホームページにはどのような情報があるのか調べてみましょう。

社協が取り組むこと

- わかりやすい紙面づくりに努めるとともに身近な福祉情報を提供します。
- 福祉に関する情報や市民が求めている情報の収集に努めます。
- ホームページを常時開設し、最新の情報を発信します。
- 情報の発信とともにサービスの質の向上につなげます。
- 「市民の声」は地域の声として受け止め、課題解決や市民活動へとつなげていきます。



行動目標 5 地域のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

事業名：相談事業

日常の心配ごとなどを含め専門的な内容の相談にも対応するとともに、「丸ごと」受け止める体制づくりに努め、社協だけでは解決できない専門的な分野に関しては、各関係機関と連携を図りながら解決に努めます。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 他人事を「我が事」として捉え、相談機関等につなげましょう。
- 悩みごとについて気軽に相談しましょう。
- 地域で集う機会があれば、日常会話の中でも必要に応じて助言等を行いましょ。
- 相談できずに不安をかかえたまま暮している人を見過ごすことのないようにしましょ。

社協が取り組むこと

- 地域の総合相談窓口として定着できるよう努めます。
- 関係機関との合同での相談も行います。
- 専門機関等との連携を密にし、問題の解決に努めます。
- 相談しやすい環境づくりに努めます。
- 職員の資質の向上を図り、「丸ごと」受け止める体制づくりに努めます。
- 広報等を通じた PR を行います。
- 経済的に困窮している方に対し、個々の状況に応じた支援に努めます。

行動目標 5 地域のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

事業名：資金貸付事業

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。

また、生活困窮者自立支援制度は、生活上のさまざまな課題を抱えた方に、包括的な相談支援を継続的に行うことにより、自立の促進を図ることを目的としています。このため、生活福祉資金貸付制度においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 一人で悩まず、相談してみましょう。
- 各種広報誌やパンフレット等の情報源に目を配りましょう。
- 必要な情報を地域の人にもお知らせしましょう。

社協が取り組むこと

- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などの世帯更生を図ります。
- 制度の周知を図るため、広報等で情報を発信します。
- 貸付後も民生委員と連携を図り、生活状況の把握に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度と連携を図ります。
- 特例貸付利用世帯に対しフォローアップ支援を行います。

行動目標 5 地域のために情報を多く発信し、頼れる相談窓口になりましょう

事業名 : フードバンク事業

コープ東北サンネット事業連合とフードバンク事業の基本協定を締結しています。加えて、企業や団体から無償提供された食料品や日用品を生活に困っている人に配り支援します。

我が事として

市民や地域に期待すること

○地域で困っている人がいれば、支援につなげましょう。

社協が取り組むこと

- 生活困窮世帯へ食料品等の提供を行います。
- 関係機関へ事業の周知を行います。

～我が事の地域づくり～

行動目標 6

地域福祉の推進体制を充実させましょう

社協組織体制の充実

【顔の見える社協づくりに努めましょう】

社協の事業は地域住民との協働関係があってはじめて推進することができます。地域に積極的に
出向いて事業や活動をPRし、顔の見える社協づくりに努めていきます。

【職員の専門的知識を高めましょう】

社協は、居宅介護支援事業や通所介護事業等の福祉サービスを長年にわたり提供してきていま
す。そうした中で、住民の福祉課題や福祉ニーズに直接ふれ、サービス提供などを通じて実際に課
題を解決してきました。

今後、さらなるサービスの質の向上に努めることはもちろんのことですが、社協は公共性の高い組
織であり、地域福祉を推進することを目的に設置された団体であることを介護事業所等の職員を含
めた全職員が自覚し、そこで培われた専門性を福祉の勉強会や出前「地域福祉講座」といった形で
地域福祉活動の場でも発揮できるような体制づくりに努めていきます。

【地区社会福祉協議会の機能を充実させましょう】

地区社会福祉協議会は、地域のすべての住民が地域社会で共に支え合い、助け合いながら安
心して暮らせるよう、地域福祉の増進を図り、住み良いまちにすることを目的に、当該地域の町内会、
民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、福祉施設など様々な組織、団体、個人など広く住
民の参加を得て組織化されています。

地域福祉推進にあたっては、地区社会福祉協議会は重要な役割を担うことから、より一層の機能
の充実を図ります。

【財政基盤を充実させましょう】

社協は会員による会費制度を設けております。会費は地域福祉事業推進の財源であり、社協の
理解者、支援者の拡大のため、会員の増強運動を図ります。

行動目標 6 地域福祉の推進体制を充実させましょう

事業名：苦情解決及び福祉サービスの質の向上

利用者のサービスに対する満足度の向上のため、苦情を密室化せず公平性や透明性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、サービスの質の確保や向上を図ります。また、苦情解決における第三者委員の設置などにより、利用者保護への対応や第三者評価の審査などを積極的に行い、地域住民から信頼される公共性の高いサービス提供を行うよう取り組みます。

我が事として

市民や地域に期待すること

○地域の福祉サービス利用者の不平、不満、要望等を苦情受付担当者に持ち寄りましょう。

社協が取り組むこと

- 苦情等を適切に解決することにより福祉サービスの質を高めます。
- 利用者からの信頼度を向上させます。
- 利用者のサービス利用に対する満足度を向上させます。

行動目標 6 地域福祉の推進体制を充実させましょう

事業名：地区社協活動支援

地域福祉推進にあたっては、地区社協は重要な役割を担うと考えられます。各地区社協においては、それぞれの地域の実情にあった様々な活動が展開されております。しかし、地域福祉の課題は多様であり、その解決方法も多岐にわたります。

このため、地区社協のより一層の機能の充実を図り、各地区で抱えている課題等を共有しながら解決に向けた支援を行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 地域の課題解決に向けて一緒に考えましょう。
- 地区社協の活動内容について把握しましょう。
- 地区社協の事業等に積極的に参加しましょう。

社協が取り組むこと

- 各地区社協が抱えている課題を共有し、解決に向けた取り組みを行います。
- 地区社協が主体的に実施する事業についても、必要に応じて企画立案等の支援を行います。
- 地域に積極的に出向いて事業や活動を PR し、顔の見える社協づくりに努めます。

行動目標 6 地域福祉の推進体制を充実させましょう

事業名：出前「地域福祉講座」

地域福祉の推進は、社協や関係団体等のみで進めるものではなく、地域の住民と共に進めなければなりません。法人内の各職員が担当している業務の知識等を地域住民にも伝えることが必要です。このため、地区社協や町内会、婦人会、老人クラブ等の各種団体やグループを対象に職員を講師とする出前式の地域福祉講座を開催します。



我が事として

市民や地域に期待すること

- 地域の課題について考え、自分たちにはどのような知識、技術が必要か考えましょう。
- 講座で取得した知識、技術を地域の人にも伝えましょう。

社協が取り組むこと

- 広報等を通じて出前講座の情報提供をします。
- 職員が講師となり、地域で生活するために必要な知識、技術を伝えます。

行動目標 6 地域福祉の推進体制を充実させましょう

事業名：地域福祉活動計画評価事業

本計画が策定され、事業が令和8年度から実施されることとなります。毎年度各事業の効果や課題等の整理を行うと共に計画の進捗状況や達成状況も含めた5年間の評価を行います。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 情報等の把握に努めましょう。
- 実施されている事業に対して、一市民として評価の目を向けましょう。
- 評価した内容について、地域の代表者や社協へ「声」として届けましょう。

社協が取り組むこと

- 各事業の実施にあたっては、参加者等へアンケートを行い、自己評価等へつなげます。
- 年度ごとの各事業の評価を行い、良い点は更にレベルの高いものへ、改善すべき点はすぐに取り組むよう努力します。

行動目標 6 地域福祉の推進体制を充実させましょう

事業名 : 会員増強運動

社協は会員会費制度を必須としています。また、善意の寄付金や共同募金配分金と共に社協会費を財源として地域福祉活動を行っています。人口減、一人暮らし高齢者の増加、社会経済状況の悪化による所得の減少などにより会費納入者は減少傾向にあります。地域福祉活動を推進するためには、会員の増強を図る必要があります。このため、社協の事業活動を市民の他、各企業や団体、市外在住者にも PR し、社協は民間の社会福祉法人であることを認識してもらうことに努めます。

我が事として

市民や地域に期待すること

- 社協事業への積極的な参加、協力をしましょう。
- 社協への理解度の高揚に努めましょう。

社協が取り組むこと

- 情報提供を進め、福祉活動への住民参加の促進をします。
- 積極的な社協活動の PR に努め、会員の増強を図ります。
- 広報等を通じて会費の使途を明確にします。

第4章 地域福祉活動の推進

1. 地域福祉活動における「地区社会福祉協議会」

地区社会福祉協議会は、地域のすべての住民が地域社会で共に支え合い、助け合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉の増進を図り、住み良いまちにすることを目的に、当該地域の町内会、婦人会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアなど様々な組織、団体、個人など広く住民の参加を得て組織化されています。

このことから、本計画推進にあたっては重要な役割を担うと考えます。

■地区社会福祉協議会の機能

〔協働活動促進の機能〕

住民や福祉関係者等が集い、協働してその地域の福祉活動を進める場としての機能

〔福祉課題発見の機能〕

地域の福祉課題・ニーズを発見し、検討・整理し、福祉課題・ニーズを明らかにする機能

〔課題提起の機能〕

明らかになった福祉課題・ニーズを関係者・機関、行政等に提起する機能

〔広報・福祉教育の機能〕

地域内の住民や関係者に福祉課題やニーズの状況を知らせ、それに関心を喚起する機能

〔福祉活動への参加促進の機能〕

上記に基づき、住民・関係者の福祉活動への参加を促進する機能

〔交流促進の機能〕

地域内の住民、とりわけ福祉ニーズを持つ当事者を含めた住民のふれあい・交流を促進する機能

〔当事者の組織化支援機能〕

福祉ニーズを持つ当事者の自助活動を支え、組織化を支援する機能

〔課題解決の機能〕

地域の福祉ニーズを持つ人に対し、具体的に支援を行い、課題を解決する機能

〔計画機能〕

地域の福祉活動の協働に基づき、合意づくりを進め、その計画化を図る機能

〔橋渡し機能〕

福祉コミュニティと一般コミュニティの橋渡し機能

2. 地域福祉活動を展開するために必要なこと

(1) 話し合いの場づくり

地域福祉活動を展開するには、地域にある様々な団体の協力が必要です。そうしたことから、活動の各段階においての話し合いが特に重要となります。

- 1) 地域の課題について、気付かずに見過ごしてきたことや、分かっていたが全体の課題になっていなかったことなどを話し合い共有する場が必要です。
- 2) 課題解決に向けて、それぞれの立場で意見・アイデアを出し合うことが必要です。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域内の合意が必要です。地域の全体会議を開き意思統一を図ります。
- 4) 事業の終了にあたっては、きちんと評価や効果について話し合うことで、今後の活動につながります。

(2) 地域全体の取り組みとしての意識

地域福祉活動は、さまざまな団体や個人によって成立するため、それぞれの団体や個人の立場に立った考えも必要ですが、「地域全体への視野を持って考え、行動する」ことが最も大切です。

各メンバーみんなが、それぞれの団体や個人の良さを生かして力を合わせ活動を進めることこそ理想的な地域福祉活動と言えるでしょう。

また、常に地域活動の活性化を意識し次世代の担い手づくりにも力を入れる必要があります。

(3) 事業を通して組織運営を強化

市内全地区で実施される事業は、地区社協活動として取り組むことにより、地域住民の参加を促し、啓発効果を高め、参加・協力を得るための基礎的活動として展開することで組織運営の強化に努めてきました。

今後については、地域全体としての事業展開の強化を図るため、市社協と地区社協との協働関係の強化を図りながら事業を推進し、各地区が、各種団体の横断的な連携によって地域運営を行ない、活動の実施については、構成団体同士で必要な役割分担が行なわれる地域づくりを目指します。

3. 地域福祉活動を推進する市社会福祉協議会

(1) 社協職員の取り組み姿勢

社協職員は、地域福祉活動の場に積極的に出向き、共に考えていきます。

(2) 地区社協会長・事務担当者合同会議

各地区社協の相互連携を密にし、積極的な事業活動を図るとともに、市社協との連携を保持することを目的として開催します。

(3) 地区担当者の選任

社協職員の中から、各地区の担当者を選任し、各地区の情報収集ならびに提供を行い、活動相談についても担当職員を中心に受け持つこととします。

担当職員間では、各地区の状況について定期的に情報交換を行い、各地域に提供し、各地区連携のための基礎づくりを行ないます。

(4) 活動の広報

市社協としても、各地区での取り組みを把握するとともに、活動状況について広く情報を発信していきます。また活動に役立つ情報も幅広く提供していきます。

(5) 社会福祉協議会事務所

市民の方に気軽に相談に来ていただける雰囲気づくりに努め、一緒に考える時間を大切にしていきます。

資

料

男鹿市地域福祉に関する課題調査 調査結果

【調査の概要】

令和7年5月から10月にかけて、地域住民や男鹿市民生委員児童委員等へ地域福祉に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、地域福祉に関する課題を整理した。

【地域福祉に関する課題】

設問① あなたの地域やその周辺には、どのような困りごとがあると感じていますか。

1. 地域での支え合いや助け合いに関する課題（支え合い）	8%
2. 買い物や移動の支援に関する課題（外出）	16%
3. 生活習慣病や健康づくりに関する課題（健康）	4%
4. 子育てや育児を行う家庭への支援に関する課題（子育て）	2%
5. ひとり親家庭への支援に関する課題（ひとり親）	2%
6. 高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する課題（高齢者の社会参加）	12%
7. 障害のある方の社会参加や生きがいづくりに関する課題（障害者）	3%
8. 介護を行う家庭への支援に関する課題（介護する家族）	5%
9. 一人暮らし高齢者や認知症高齢者への支援に関する課題（一人暮らしなど）	13%
10. 障害のある方の差別解消や権利擁護に関する課題（障害者差別）	2%
11. ひきこもり状態である方に関する課題（ひきこもり）	6%
12. 地域での孤独・孤立や自殺対策に関する課題（孤独）	2%
13. 児童虐待やDVに関する課題（虐待・暴力）	2%
14. 生活困窮者への支援に関する課題（貧困）	5%
15. 防災や災害発生時の避難に関する課題（防災・避難）	13%
16. 防犯や再犯防止に関する課題（防犯）	3%
17. その他・・・（その他の意見：墓や土地の管理、ゴミが多いなど）	1%
18. 特にない	1%
	100%

設問② あなたの地域では、地域ぐるみでどのような取り組みを進めていけば良いと思いますか。

1. 高齢者の支援（見守り・安否確認など）	24%
2. 障害者の支援（見守り・安否確認など）	5%
3. 子育て家庭への支援（悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	3%
4. 住民の健康づくり（疾病予防・健康増進）	8%
5. 災害への備え（自主防災組織づくり）	18%
6. 事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）	3%
7. 消費者トラブルの防止（情報提供や地域への声かけなど）	4%
8. まちづくりのルールづくり（地区計画、建築協定など）	1%
9. 町内会・自治会活動の推進（イベント、清掃活動など）	10%
10. 福祉教育の推進（小中学校への情報提供、学習活動への協力など）	1%
11. 生涯学習の推進（地域の連帯感を高めるための行事など）	5%
12. 街区公園などの維持管理（草刈り、清掃など）	8%
13. 生活環境整備の推進（道路や下水道の整備など）	7%
14. その他・・・（その他の意見：空き家問題、クリーンアップなど）	2%
15. わからない	1%
	100%

設問③ 行政が福祉を進めるために、優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。

1. 地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援	9%
2. 防災や見守りなど住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援	23%
3. 保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	12%
4. 高齢者や障害者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実	24%
5. 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	4%
6. 権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護	1%
7. 小・中学校や地域での福祉教育の推進	6%
8. 高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備	8%
9. 手当の支給などの金銭的援助	5%
10. 道路の段差解消などの福祉のまちづくり（バリアフリーの推進）	6%
11. その他・・・（その他の意見：避難場所や道路の整備など）	1%
12. わからない	1%
	100%

出典：第4期男鹿市地域福祉計画

課題1：地域コミュニティの希薄化

- 地域内の交流や近所付き合いが少なくなっている。
- 地域の中で気軽に集まれる場がない。
- 地域福祉活動を持続させる仕組みが必要。
- 地域交流を通じてお互い協力できる体制が必要。

課題2：災害時の備えの必要性

- 一人暮らしの高齢者などが多く、災害時の避難支援が不安。
- 要支援者を適切に支援できるか不安。
- 地域でも災害時に備えた取り組みや普段からの声かけが必要。
- 一方的ではなく、共に支え合う仕組みが必要。
- 災害情報の速やかで確実な周知が必要。

課題3：少子高齢化・人口減少社会の進行

- 若い人や子どもが少ない。
- 家族数の減少から、親族等の助け合いが難しい。
- 少子高齢化が進む程、地域の負担が多くなるため行政との連携が重要。

課題4：生活に不便や心配を感じている

- 買い物、通院時の交通手段が少ない。
- 高齢者や障害者が安心して在宅生活が続けられる福祉サービスの充実。

課題5：孤立した人、生活に困窮している人の存在

- 孤立した人や生活に困窮している人の把握が難しい。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者への支援が必要。
- プライバシーの問題もあり、どこまで踏み込むかなど、接し方が難しい。

課題6：悩みごとをどこに相談すればよいかわからない

- 保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実。
- 成年後見制度を市民に対して浸透させる機会が必要。

課題7：地域ボランティアの担い手不足・固定化

- 民生委員・児童委員や町内会役員、地域ボランティアなど、地域福祉に従事する担い手の不足を感じる。
- 地域の自治会活動も若人が少なく、参加する人がいつも限られている。
- 地域への愛着や参加意識の低下を感じる。
- 参加する人が少なく、今後の継続に不安。

課題8：複合的な課題や制度の狭間の問題を抱えた世帯の存在

- 一つの世帯が複数の課題（ひきこもり、介護、障害者など）を同時に抱えている。
- 高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居し、親が生活を支えている世帯（いわゆる「8050問題」）。